

【前期 第十一問】

X、Aの罪責を論ぜよ。

(1) Xは、本件当時、橋の近くの公園（以下、B公園とする）に時々やって来て、小学生がキャッチボールやサッカーをして遊んでいるのに加わったり、他から窃取してきたバイクを小学生に見せて直結する等して運転する方法を教えたりしていた。

(2) A（10歳）もその小学生の一人であり、Aに三、四回遊んでもらったことがあったが、元ヤクザでシンナーを吸うと聞いていたためXを怖いとは思っていたものの、反面いろいろ教えてくれる面白い人とも思っていた。

(3) 2014年4月10日午後5時過ぎころ、B公園でXは、Aら小学生数名と遊んでいた。他の小学生がいなくなってXとAの二人だけになった午後5時50分ころ、B公園の東の方から交通事故のような自動車のブレーキ等の音が聞こえてきたので、二人で走って行った。すると、150メートル位離れた橋の上でV（50歳）が血を流して倒れており、橋の付け根の道路上にバッグが落ちていた。

(4) その付近には中年の女性もいたが、Xが救急車を呼ぶよう頼んだため、近くの公衆電話の方向に歩いて行き、その場にXとAだけが残された。そこでXは、4、5メートル先に落ちているバッグを指さして、Aに対し、「誰もおらんからそのカバンとってこい」と命令した。

(5) これに対し、Aは、バッグをとってくるのは悪いことと思ったので、知らん顔をしていたが、XがAをにらみつけて、なおも、「おい、とってこい」ときつい声で命令した。そのため、逆らったら何をされるか分からないと思って怖くなったAは、4、5メートル歩いて行ってバッグを拾い、すぐ戻ってXにバッグを手渡した。

(6) バッグを受け取ったXは、「早く来い」と言ってAと共に約50メートル西に戻ったB公園南側の駐車場まで行き、バッグの中身を確かめた。すると、中に現金13万円が入っていたのでそのうち一万円札一枚を「もっとけ」と言ってAに渡し、その後Aを連れ回って窃取した現金でX自身のための買い物をしたあと、「今日のことは誰にも言うな」と口止めをして別れた。

大阪高等裁判所判決平成7年11月9日参照